

商品概要説明書

< メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」 >

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名 愛称	・ スーパー定期貯金<単利型> (メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」)
2. ご利用いただける方	・ 当組合の正組合員および同居の家族、准組合員(新規可)、組合員の方が代表を務める法人
3. 期 間	・ 1年(自動継続扱)
4. 取扱期間	・ 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) (ただし、募集金額50億円に達した時点で終了とさせていただきます。)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ 下記①～⑤に該当する新たな資金での預入に限ります。また、預入の際に資金内容の確認をさせていただきます。 ① 他の金融機関からの預替資金 ② やすらぎ定期積金他 各定期積金の満期金 ③ 退職金 ④ 相続資金・代償金 ⑤ 土地売却資金 ⑥ 共済満期金 ・ 1円単位
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.225%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 ・ 上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・ 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または本店金融共済部管理課（電話：０４２－５９４－１０１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる事項	・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 金利上乗せ期間（１年間）は利用分量配当の対象外とさせていただきます。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ東京みなみ

商品概要説明書

＜ メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」 ＞

(令和7年4月1日現在)

1. 商 品 名	・大口定期貯金 (メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」)
2. ご利用いただける方	・当組合の正組合員および同居の家族、准組合員(新規可)、組合員の方が代表を務める法人
3. 期 間	・1年(自動継続扱)
4. 取扱期間	・令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) (ただし、募集金額50億円に達した時点で終了とさせていただきます。)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・下記①～⑤に該当する新たな資金での預入に限ります。また、預入の際に資金内容を確認させていただきます。 ① 他の金融機関からの預替資金 ② やすらぎ定期積金他 各定期積金の満期金 ③ 退職金 ④ 相続資金・代償金 ⑤ 土地売却資金 ⑥ 共済満期金 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.225%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 ・上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・店頭金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 - A 解約日における普通貯金の利率 - B 約定利率－約定利率×30% - C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ - なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

	(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$																
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話:042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><thead><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></tbody></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる事項	・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利上乗せ期間(1年間)は利用分量配当の対象外とさせていただきます。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。